

2021年8月26日

課外活動団体のみなさま
学生のみなさま

学生部長 豊島明子

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出に伴う課外活動の禁止について

このたび、国において、2021年8月27日から9月12日までの間、愛知県に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」）が発出されることが決定されました。現在、新型コロナウイルスをめぐる情勢は、従来株よりも感染力の強いデルタ株が猛威をふるい、感染者数が過去最多となる等、これまでで最も厳しいものとなっています。また、感染者に占める20代の割合が最も高くなっている点も、最近の傾向です。

このような新型コロナウイルスをめぐる情勢を踏まえ、学生の安全を最優先に、慎重に検討いたしました結果、下記のとおり、愛知県下に緊急事態宣言が発出される期間中、課外活動を禁止する措置を講じることといたします。すでに許可されている活動についても、当該期間の課外活動はすべて禁止いたします。

なお、活動禁止に伴いキャンセル料が発生する場合や、加盟団体または連盟公式戦、公式行事等のやむを得ない活動が必要な団体は、大会主催者等に緊急事態宣言下における大会の取扱いについて確認をした上で、至急、学生課へご連絡ください。

記

活動禁止期間：2021年8月27日（金）～9月12日（日）

備 考：活動再開後の活動レベル（フェーズ）については、改めてお知らせします。

以上